

提案理由の説明

提出者を代表いたしまして、ただいま提案いたしました議案第31号「山口県中山間地域振興条例」につきまして御説明を申し上げます。

本県は、本州の西端に位置し、三方が海に開かれ、豊かな自然や歴史、文化に恵まれた、住み良い県とされております。

そして、その約7割を占めているのが、過疎地域や山村地域などの、いわゆる中山間地域であります。

この地域は、ご案内のとおり、地域住民の生活の場のみならず、国土の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場など、多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営む上で、貴重な財産となっております。

しかしながら、現在、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業をはじめとする経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下するなど、危機的状況に置かれております。

また、近時の市町村合併の進展に伴い、行政区域が広域化するなど、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきております。

こうした中、県議会においては、いち早く、関係議員による振興議員連盟を立ち上げ、現地視察や各市町村の首長・議長との意見交換会の開催など、県議会独自の調査活動を展開しながら、執行部に対しては、振興ビジョンの策定や、組織体制の整備、県独自の予算措置などの提言を行ってまいりました。

これに対して、二井知事は、自らを本部長とする「山口県中山間地域対策推進本部」を設置され、本年三月には、「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定されるとともに、新たな推進組織の整備や独自の施策・予算を措置されるなど、その振興対策に鋭意取り組んでおられるところであります。

一方、中山間地域の現状やその将来を展望いたしますと、こうした振興対策が一過性にとどまることなく、将来にわたって確実に実施されるよう、振興に関する条例の制定を望む声も広がってきております。

今、地方分権型社会において、県議会は、住民を代表して、執行機関を監視するとともに、政策を立案し、当該団体の意志を決定するという重要な責務を担っております。

本県におきましても、こうした中で、議会と長が、ともに協力しながら、そして相互に抑制均衡を保ちながら、住民のための政策実現に向けて努力することが求められております。

以上のような背景のもと、我々は、議員自らにより、中山間地域の振興に関する条例を提案することを決意し、本年三月、全会派で構成する「政策立案等検討会」を立ち上げ、これまで鋭意検討を重ねてまいりました。

そして、本日、ここに、山口県中山間地域振興条例を提案するに至った次第であります。

本条例は、県民の共通認識として、県や県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の豊かな生活の確保に寄与することを目的としており、中山間地域という貴重な財産を次の世代へと引き継ぐ重要な使命を担うものであります。

何とぞ、議員各位におかれましては、この提案趣旨を御理解いただき、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。